

2021年6月7日

株 主 各 位

第64回定時株主総会招集ご通知に際しての
イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、
イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト
(<https://www.yaoko-net.com/>) に掲載することにより、株主の皆様
様に提供しております。

株式会社ヤオコー

業務の適正を確保するための体制

(会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項)

【内部統制に関する基本方針】

当社の内部統制は、創業精神を明文化したものとしての経営理念及び社是にその基本を置いております。即ち、当社の経営理念は「生活者の日常の消費生活をより豊かにすることによって、地域文化の向上・発展に寄与する」ということであります。一企業として単に儲かればよいという収益を追求することだけではなく、その事業をとおして、食生活を中心とした地域の生活者のより豊かな生活の実現、延いては地域文化の向上・発展に寄与せんとする高い志を持つと同時に、社是において「明朗なる人生こそ明朗なる店をつくる」と謳い、会社経営の基本に「明朗さ」を置き、嘘やごまかしのない正直な商売・透明で健全な経営を第一義としております。

以上を踏まえて、平成27年5月1日施行の会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」及び金融商品取引法で規定された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する体制の整備」について、以下のとおり定めております。

なお、本方針は、会社法及び会社法施行規則に基づき、2006年5月1日の取締役会において決議・制定し、その後過去6回、直前は2020年2月10日の取締役会において一部改定しました。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び同第5号二）

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局としてコンプライアンス室を設置する。
- ② コンプライアンス委員会は、社長が主宰し、コンプライアンスに関する諸規程・諸制度の制定・改廃・運用を行うとともに、コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓発・使用人の研修、その他個人情報の管理等、公正取引の推進、環境問題（E S G投資やS D G s（持続可能な開発目標）への対応等を含む）について検討し、決定する。
- ③ コンプライアンス委員会において、ヤオコーグループとして遵守すべき行動の規準・考え方を「ヤオコーグループ行動基準」として制定し、教育・研修を行い、コンプライアンスの重要性について啓発するとともに、コンプライアンス関連の必要な情報・知識を提供し、コンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況を評価・改善する組織として、社長が主宰する内部統制委員会を設置し、事務局として内部統制室を設置する。
また、「経理規程」その他の社内規程を整備し、会計基準その他関係諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑤ 使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をおしてコンプライアンス室にその旨報告する。
- ⑥ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、使用人がコンプライアンス室長に直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口をコンプライアンス室に設ける。
- ⑦ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実が報告された場合には、コンプライアンス室は報告された事実について調査を指揮・監督し、社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果について、関係取締役等に報告し、周知徹底を図る。

- ⑧ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行わない。
また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。
- ⑨ コンプライアンス委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役会議事録等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成・保存・廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。
- ② 個人情報の管理等については、法令に基づくほか「個人情報管理規程」「個人番号及び特定個人情報管理規程」及び関連の社内ルール等に基づきその保護・利用・管理を適切に行う。また、必要に応じてコンプライアンス委員会で検討し、対応する体制とする。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び同第5号ロ）

- ① 当社のリスク管理に関する事項を統括する組織として、社長が主宰するリスクマネジメント委員会を設置し、事務局はコンプライアンス室が務める。リスクマネジメント委員会は、当社を取り巻くリスクの特定、リスクの顕在化を防ぐための手続きや体制及びリスクが顕在化した場合の対応方針や体制の整備に関する重要事項を決定する。
- ② 具体的な危機管理の対応については、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等に基づき、適切な対応を図る。
- ③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ リスクマネジメント委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(4) 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び同第5号ハ）

- ① 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営及び各業務運営管理に関する重要執行方針を協議・決定する機関として、経営推進会議を設置し、原則として毎月1回開催する。経営推進会議は社長の諮問機関として、各取締役はじめ本社各主管部門の責任者で構成され、「経営推進会議規程」に基づき、中長期の経営計画、各年度の予算・決算、資金調達、組織・制度及び店舗に関する事項等経営の重要事項について協議する。
- ② 業務の具体的な運営については、前号で決定した中期経営計画及び各年度予算等に基づき、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各部門においては、それぞれ自部門の目標達成に向け具体策を立案する。
- ③ 経営推進会議には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号及び同イ）

- ① 子会社管理の担当責任部署を置くとともに、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令・会計原則・税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理・支援・指導を行う。
- ② 当社社長及び子会社管理担当取締役は子会社の業務執行状況について、定期的子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めるとともに、グループ全体の経営効率向上ならびに親会社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。
- ③ 監査部は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行われているか監査し、その結果について、必要に応じ当社社長及び子会社管理担当取締役に報告する。
- ④ 監査役は、監査部と連携して、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)**

監査役は職務遂行にあたり必要な場合は、監査部の所属員を補助者として起用することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号及び同第3号)

- ① 監査役職務補助者が当該補助職務を実施するにあたっての、当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。
- ② 監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、同イ及びロ)

- ① 社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要な応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。
- ④ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したときは、コンプライアンス室に報告し、コンプライアンス室長は直ちに監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第5号及び同第6号）

- ① 当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス室または監査役へ内部通報した場合、当該通報者に対し、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成を行うために、必要に応じて会社の費用で法律、会計の専門家を活用することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- ② 監査役会は、社長及び他の業務執行責任者としての各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集・適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査部は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連携により、監査の適切な実施に協力する。
- ④ 監査役は、必要な場合には、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家と意思疎通を図るなど、円滑な監査活動を確保する。

(会社の業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項)

運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当期は取締役会を14回開催し、重要事項につき審議、決定しました。

コンプライアンス委員会を2回開催し、グループ役職員に対し、個人情報安全管理、公正取引の推進、環境問題への取組みについて報告し、2021年3月に環境方針を決定しました。

また、当社は内部通報制度の運用を実施しており、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を2回開催し、全社的なリスクを抽出した上で抽出したリスクの評価を実施しました。

社内に社長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同本部の対策会議で対応を協議、実施してまいりました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

経営推進会議を15回開催し、経営課題について協議・決定がなされ、迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めました。

(4) 監査役の監査の実効性を確保するための取組み

監査役会は15回開催しました。

常勤監査役は、取締役会の他重要な会議への出席及び各部門長等への面談を通して得られた重要な情報について、他の監査役と共有を図り、必要に応じ意見を求めました。

また、監査役会は、監査部、内部統制室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行うなど、適正な監査の実効性の確保に努めました。なお、監査役会と社外取締役との意見交換の機会については、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から見送りました。

連結株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,199	5,361	101,925	△3,128	108,358
会計方針の変更による 累積的影響額			△36		△36
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,199	5,361	101,888	△3,128	108,321
当期変動額					
剰余金の配当			△2,651		△2,651
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,593		14,593
自己株式の取得				△1,999	△1,999
自己株式の処分		1,655		360	2,015
土地再評価差額金の取崩			△114		△114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,655	11,828	△1,639	11,844
当期末残高	4,199	7,017	113,716	△4,767	120,166

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	166	△3,534	△952	△4,320	104,037
会計方針の変更による 累積的影響額					△36
会計方針の変更を反映した 当期首残高	166	△3,534	△952	△4,320	104,001
当期変動額					
剰余金の配当					△2,651
親会社株主に帰属する 当期純利益					14,593
自己株式の取得					△1,999
自己株式の処分					2,015
土地再評価差額金の取崩					△114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27	164	587	780	780
当期変動額合計	27	164	587	780	12,624
当期末残高	194	△3,370	△364	△3,540	116,625

〔連結注記表〕

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 2社 株式会社エイヴイ
株式会社フーコット

当連結会計年度において、株式会社フーコットを新規設立したことに伴い連結子会社としております。

- ② 非連結子会社 2社 株式会社ヤオコービジネスサービス
株式会社小川貿易

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類上に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

- ## ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（生鮮食品及び物流センター在庫）

主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品（生鮮食品及び物流センター在庫を除く）

主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物（建物附属設備を除く）については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒引当金は計上しておりません。

賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ)商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ)のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(ハ)繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、償還期間（5年間）にわたり定額法により償却しております。

(二)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に関する会計処理は税抜方式によっております。

(5) 会計上の見積り

固定資産の減損

①当連結会計年度計上額

有形固定資産等 174,793百万円

②会計上の見積りの内容に関する情報

店舗をはじめとする固定資産について、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損処理を行っております。「3 連結損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、回収可能価額の評価にあたっては、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。各店舗の収益成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っておりますが、店舗を取り巻く競争環境、個人消費の動向、都市開発計画等の予期せぬ変化が生じた場合には、新たに減損損失が発生する場合があります。

(6) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、当該収益を営業収入に計上しております。

②自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、500ポイントごとに500円分のお買物券を発行しております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高から控除しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

③商品券に係る収益認識

当社が発行している商品券の未使用分について、従来は、一定期間経過後に収益に計上するとともに、将来の使用に備えるため、商品券回収損引当金を計上しておりましたが、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益は、従来の営業外収益に計上する方法から営業収入に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が6,045百万円減少、売上原価が4,985百万円減少、営業収入が1,178百万円増加、営業利益が118百万円増加、営業外収益が30百万円減少、営業外費用が18百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ106百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は36百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(7) 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(8) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において把握している情報に基づき算定しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、国内外のマクロ経済の先行きが極めて不透明な状況において、消費者の「節約志向」が強まり、「消費の二極化」とも言われる状況が加速することを想定しておりますが、当該感染症の拡大または収束により、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 72,268百万円

(2) 担保資産の内容及びその金額

建物 1,155百万円

土地 6,658百万円

投資有価証券 101百万円

差入保証金 250百万円

合計 8,166百万円

担保に係る債務の金額

流動負債その他（商品券） 549百万円

長期借入金（1年内返済予定額を含む） 2,407百万円

合計 2,957百万円

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,977百万円

3 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類及び減損金額	(百万円)
店舗等	埼玉県	建物及び構築物	286
		工具、器具及び備品	124
		借地権	114
		その他	2
		合計	528

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失528百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については路線価、建物については固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト1.5%で割り引いた額を適用しております。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	40,013,722	－	－	40,013,722

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,182,501	292,379	295,700	1,179,180

- (注) 1 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式445,100株が含まれております。
 なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
- 2 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式734,000株が含まれております。
 なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行による取得	292,300株
単元未満株式の買取	79株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行への売却	292,300株
株式会社日本カストディ銀行による売却	800株
株式会社日本カストディ銀行による交付	2,600株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,374	35.00	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年11月10日 取 締 役 会	普通株式	1,276	32.50	2020年9月30日	2020年12月4日

- (注) 1 2020年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する配当金15百万円が含まれております。
なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
- 2 2020年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。
なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	2,097	53.00	2021年3月31日	2021年6月23日

- (注) 2021年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金38百万円が含まれております。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については短期で安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入、社債発行又はリース取引により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、回収までの期間は短期であります。差入保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券は主に商品券発行に係る担保に供しているものであります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しております。

買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は短期的な運転資金の調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。短期借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより、対応することとしております。

また、買掛金、借入金、社債、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2をご参照ください。）。

（単位：百万円）

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 （*）	時 価 （*）	差 額
① 現金及び預金	32,080	32,080	－
② 売掛金	7,044	7,044	－
③ 投資有価証券 その他有価証券	466	466	－
④ 差入保証金	15,987	16,198	211
⑤ 買掛金	(31,314)	(31,314)	－
⑥ 社債	(15,047)	(17,823)	(2,776)
⑦ 長期借入金	(58,077)	(58,256)	(179)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

④ 差入保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 社債

取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑦ 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額 0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- また、差入保証金のうち、償還期日が確定していないもの（連結貸借対照表計上額 4,010百万円）については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④差入保証金」には含めておりません。

6 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
商品の販売（売上高）	487,189
その他（営業収入）	20,608
合計	507,798

(注) 連結計算書類上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において64百万円であります。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

その他（営業収入）は、主に仕入先に代わり商品供給を行うことによる配送代行収入、当社グループの店舗及びショッピングセンターへのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当 連 結 会 計 年 度
期首残高	2,247
期末残高	2,213

連結計算書類上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,924百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2021年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は549百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,003円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	375円81銭

(注) 1 「1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (6) 会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ97銭、1円91銭増加しております。

2 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。

なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本連結計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本  |       |          |         |       |          |         |         |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         |         |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |
|                     |       |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |
| 当期首残高               | 4,199 | 3,606 | 1,755    | 5,361   | 432   | 87,180   | 12,115  | 99,727  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |       |       |          |         |       |          | △36     | △36     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 4,199 | 3,606 | 1,755    | 5,361   | 432   | 87,180   | 12,079  | 99,691  |
| 当期変動額               |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 剰余金の配当              |       |       |          |         |       |          | △2,651  | △2,651  |
| 当期純利益               |       |       |          |         |       |          | 13,315  | 13,315  |
| 別途積立金の積立            |       |       |          |         |       | 8,900    | △8,900  | －       |
| 自己株式の取得             |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 自己株式の処分             |       |       | 1,655    | 1,655   |       |          |         |         |
| 土地再評価差額金の取崩         |       |       |          |         |       |          | △114    | △114    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |          |         |       |          |         |         |
| 当期変動額合計             | －     | －     | 1,655    | 1,655   | －     | 8,900    | 1,650   | 10,550  |
| 当期末残高               | 4,199 | 3,606 | 3,410    | 7,017   | 432   | 96,080   | 13,729  | 110,241 |

|                     | 株主資本   |         | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計   |
|---------------------|--------|---------|------------------|--------------|----------------|---------|
|                     | 自己株式   | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高               | △3,128 | 106,161 | 166              | △3,534       | △3,368         | 102,793 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |        | △36     |                  |              |                | △36     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △3,128 | 106,124 | 166              | △3,534       | △3,368         | 102,756 |
| 当期変動額               |        |         |                  |              |                |         |
| 剰余金の配当              |        | △2,651  |                  |              |                | △2,651  |
| 当期純利益               |        | 13,315  |                  |              |                | 13,315  |
| 別途積立金の積立            |        | －       |                  |              |                | －       |
| 自己株式の取得             | △1,999 | △1,999  |                  |              |                | △1,999  |
| 自己株式の処分             | 360    | 2,015   |                  |              |                | 2,015   |
| 土地再評価差額金の取崩         |        | △114    |                  |              |                | △114    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |         | 27               | 164          | 192            | 192     |
| 当期変動額合計             | △1,639 | 10,566  | 27               | 164          | 192            | 10,758  |
| 当期末残高               | △4,767 | 116,690 | 194              | △3,370       | △3,175         | 113,515 |



〔個別注記表〕

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（生鮮食品及び物流センター在庫）

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品（生鮮食品及び物流センター在庫を除く）

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物（建物附属設備を除く）については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (4) 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒引当金は計上しておりません。

### 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

### 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の会計基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、償却期間（5年間）にわたり定額法により償却しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に関する会計処理は税抜方式によっております。

(7) 会計上の見積り

固定資産の減損

①当事業年度計上額

有形固定資産等 147,625百万円

②会計上の見積りの内容に関する情報

〔連結注記表〕 1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記  
(5) 会計上の見積り〕に記載した内容と同一であります。

#### (8) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

##### ①代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を営業収入に計上しております。

##### ②自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ヤオコーカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、500ポイントごとに500円分のお買物券を発行しております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高から控除しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

##### ③商品券に係る収益認識

当社が発行している商品券の未使用分について、従来は、一定期間経過後に収益に計上するとともに、将来の使用に備えるため、商品券回収損引当金を計上しておりましたが、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益は、従来の営業外収益に計上する方法から営業収入に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が5,615百万円減少、売上原価が4,569百万円減少、営業収入が1,164百万円増加、営業利益が118百万円増加、営業外収益が30百万円減少、営業外費用が18百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ106百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は36百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### (9) 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### (10)追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において把握している情報に基づき算定しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、国内外のマクロ経済の先行きが極めて不透明な状況において、消費者の「節約志向」が強まり、「消費の二極化」とも言われる状況が加速することを想定しておりますが、当該感染症の拡大または収束により、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

## 2 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 65,841百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権   |           |
| 短期金銭債権             | 536百万円    |
| 長期金銭債権             | 10,422百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債務   |           |
| 短期金銭債務             | 207百万円    |
| (4) 担保提供資産         |           |
| 担保資産の内容及びその金額      |           |
| 投資有価証券             | 101百万円    |
| 差入保証金              | 250百万円    |
| 担保に係る債務の金額         |           |
| 流動負債その他（商品券）       | 549百万円    |

- (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。

### 再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,977百万円

### 3 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額 2,229百万円

関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額 325百万円

#### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途  | 場所  | 種類及び減損金額<br>(百万円) |
|-----|-----|-------------------|
| 店舗等 | 埼玉県 | 建物 260            |
|     |     | 構築物 26            |
|     |     | 工具、器具及び備品 124     |
|     |     | 借地権 114           |
|     |     | その他 2             |
|     |     | 合計 528            |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失528百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については路線価、建物については固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト1.5%で割り引いた額を適用しております。

#### 4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加      | 減少      | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式（株） | 1,182,501 | 292,379 | 295,700 | 1,179,180 |

- (注) 1 当事業年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式445,100株が含まれております。  
 なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
- 2 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式734,000株が含まれております。  
 なお、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行による取得 | 292,300株 |
| 単元未満株式の買取          | 79株      |

減少数の内訳は、次のとおりであります。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行への売却  | 292,300株 |
| 株式会社日本カストディ銀行による売却 | 800株     |
| 株式会社日本カストディ銀行による交付 | 2,600株   |



## 5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|               |          |
|---------------|----------|
| 減価償却超過額及び減損損失 | 2,434百万円 |
| 資産除去債務        | 1,449百万円 |
| 退職給付引当金       | 1,092百万円 |
| 賞与引当金         | 795百万円   |
| 株式給付引当金       | 603百万円   |
| 契約負債          | 506百万円   |
| 長期未払金         | 442百万円   |
| 未払事業税等        | 259百万円   |
| 一括償却資産        | 153百万円   |
| 未払社会保険料       | 125百万円   |
| その他           | 383百万円   |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産小計 | 8,247百万円 |
|----------|----------|

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △341百万円 |
|-----------------------|---------|

|          |         |
|----------|---------|
| 評価性引当額小計 | △341百万円 |
|----------|---------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 7,906百万円 |
|----------|----------|

### 繰延税金負債

|               |         |
|---------------|---------|
| 資産除去債務に係る除去費用 | △732百万円 |
| 前払年金費用        | △157百万円 |
| その他           | △155百万円 |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金負債合計 | △1,046百万円 |
|----------|-----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 6,859百万円 |
|-----------|----------|

## 6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

|     | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----|---------|------------|------------|---------|
| 建 物 | 331     | 287        | －          | 43      |

- (2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 27 百万円

1年超 27 百万円

合計 54 百万円

リース資産減損勘定期末残高 ー 百万円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料 29 百万円

リース資産減損勘定の取崩額 ー 百万円

減価償却費相当額 21 百万円

支払利息相当額 2 百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 7 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                       | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係               | 取引内容                     | 取引金額  | 科目           | 期末残高   |
|-----|------------------------------|------------------|-------------------------|--------------------------|-------|--------------|--------|
| 子会社 | 株式会社<br>エイガイ                 | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>資金貸付<br>不動産の賃借 | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注)1   | 26    | 長期貸付金        | 10,416 |
|     |                              |                  |                         | 土地の賃借<br>(注)2            | 8     | 差入保証金        | 6      |
| 子会社 | 株式会社<br>ヤオコー<br>ビジネス<br>サービス | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>業務委託           | 各種店舗関<br>連業務委託<br>(注)2,3 | 288   | 未払費用<br>(注)3 | 59     |
| 子会社 | 株式会社<br>小川貿易                 | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>資金貸付<br>商品仕入   | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注)1   | 0     | 短期貸付金        | 510    |
|     |                              |                  |                         | 商品の仕入<br>(注)2,3          | 1,782 | 買掛金<br>(注)3  | 148    |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2 土地の賃借、業務委託及び商品の仕入については、当社と関連を有しない他の事業者との間の取引条件と同様に決定しております。
- 3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                 | 会社等の名称又は氏名        | 議決権等の所有割合(被所有割合)    | 関連当事者との関係 | 取引内容           | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------------------------------------|-------------------|---------------------|-----------|----------------|------|----|------|
| 役員及びその近親者が議決権の半数を所有している会社(当該会社を含む) | 株式会社川野商事<br>(注) 1 | 被所有<br>直接<br>19.41% | 不動産の売買    | 土地の購入<br>(注) 2 | 27   | -  | -    |
| 役員及びその近親者が議決権の半数を所有している会社(当該会社を含む) | 株式会社川野興商<br>(注) 3 | 被所有<br>直接<br>0.51%  | 不動産の売買    | 土地の購入<br>(注) 2 | 20   | -  | -    |
| 役員及びその近親者                          | 犬竹一浩              | 被所有<br>直接<br>1.4%   | 不動産の売買    | 土地の売却<br>(注) 2 | 71   | -  | -    |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社川野商事は、当社代表取締役社長川野澄人が議決権の100%を所有している会社であります。
- 2 土地の購入及び売却価額については、近隣の取引実勢を勘案した上で協議し、決定しております。
- 3 株式会社川野興商は、当社代表取締役会長川野幸夫、当社代表取締役社長川野澄人及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

## 8 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結注記表〕 6 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,923円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 342円90銭   |

(注) 1 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (8) 会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ97銭、1円91銭増加しております。

2 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。

なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

## 10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。